

第5章 計画の推進

1 市の推進体制の確立と率先実行

(1) 現状と課題

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、庁内のすべての課が関係します。各課が様々な事業を行う際に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立することが重要です。また、男女共同参画に関する施策の推進にあたっては、国・県・近隣市町等との連携を図り、より有効で実効性の高い施策を総合的に実行することも必要となっています。

男女共同参画を進めるためには、すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、率先して事業を遂行していくことが重要であり、市職員のさらなる意識づくりを行う必要があります。さらに、市が一事業者として男女共同参画に向けた取組を率先して行うことで地元企業や地域・団体のモデルとなることも求められており、施策を適切に評価する体制を確立し、内容を充実させていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向と内容

① 庁内推進体制の確立

男女共同参画を進めていくために行政が果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたります。全庁的に男女共同参画の取組を進めるため、庁内推進体制を整備し、人権協働課を中心として庁内関係部署との連携を図ります。また、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。

内容	担当課
○全部長等で構成する男女共同参画推進本部において、庁内における横断的な連絡調整を行います。 ○男女共同参画推進ネットワーク会議を実施し、本計画の進捗状況の点検や課題分析、見直しを行い、効果的な事業の展開を図ります。	人権協働課

② 市役所の率先実行

すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、男女共同参画の視点から事業を遂行できるよう、研修会等を実施し職員の意識づくりを進めます。

また、男女共同参画社会の形成をめざすために、市も一事業所として地元企業や地域・団体のモデルとなるよう率先して、女性の採用や昇任への意欲喚起等に取り組み、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

具体的施策	内容	担当課
市職員の意識づくりの推進	○職員研修等、あらゆる機会を通じて男女共同参画について啓発するとともに、本計画について周知し、意識を高めます。	人権協働課 人事課

男女共同参画の積極的な推進	○加東市特定事業主行動計画等に基づき、職場環境を見直すとともに、男女共に育児休業が取得できるなど、働きやすい職場づくりを推進します。	人事課
---------------	--	-----

③国・県等関係機関との連携の推進

本計画は、国・県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、必要に応じて国・県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

具体的施策	内容	担当課
国・県等関係機関との連携	○男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応するため、国・県、近隣市町との連携を図ります。	人権協働課

④進捗状況の調査

毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、加東市男女共同参画市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実効性を高めていきます。

具体的施策	内容	担当課
加東市男女共同参画市民会議による評価	○加東市男女共同参画市民会議へ本計画の進捗状況を報告し、市民や地域団体の立場から各種施策への評価及び提言を受けます。	人権協働課

2 活動拠点の整備

(1) 現状と課題

男女共同参画施策を推進するためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究等の様々な活動の拠点整備・充実が必要です。兵庫県では、2018（平成30）年4月1日現在、県をはじめ、県内41市町のうち21市（51.2%）において、既に拠点施設が整備され、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が展開されています。今後、本計画の施策を確実に実施する拠点、情報収集・発信や各種相談等、市民や団体の活動のための拠点、さらには市民同士の交流の場として、自由に、気軽に市民が集える拠点施設の整備が必要となってきます。また、DVに関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援への活用を図ります。

(2) 施策の基本的方向と内容

①男女共同参画センターの設置の検討

男女共同参画の推進のために様々な情報収集・発信、各種相談、活動の支援を行う拠点の設置を検討します。また、男女を問わず市民や団体が自由に交流、情報交換を行うことができる場の提供に努め、市民の連携による本計画の促進を図ります。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画センターの設置	○男女共同参画推進のための活動拠点及び市民の交流の場となる男女共同参画センターを設置します。	人権協働課

②加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017（平成 29）年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センター*の周知により、DV被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

具体的施策	内容	担当課
加東市配偶者暴力相談支援センターの周知	○加東市配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知します。	福祉総務課

③男女共同参画に関する調査研究情報の収集

男女共同参画に関する情報、女性に関する施策・支援等の情報を収集し、調査研究を行うとともに、男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図り、情報提供を行います。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識を高めるとともに、男女共同参画を推進していくための条例づくりに向けた情報収集や調査・研究に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画やDV等に関する調査研究、情報の収集・提供	○男女共同参画に関する情報、女性に関する施策等の情報を収集して、市民に対し情報提供します。 ○男女共同参画やDV・デートDVに関する市民の意識や実態を把握するため、意識調査を実施します。	人権協働課 福祉総務課

3 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、本計画を着実に推進するためには、地域においても地域活動に関わる様々な人々と行政が一体となって取り組むことが大切です。

そのために、まちづくりのあらゆる分野において、行政だけでなく、市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働が必要です。市民や団体、事業所等との連携を強めるとともに、市民団体、NPO団体等の育成や支援を図り、市民・地域・事業者・市民団体・行政が一体となり、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを一層進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向と内容

①市民・地域・事業所・市民団体との連携

市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働のまちづくりに取り組みます。また、地域一体となって男女共同参画を実現するためにネットワーク形成に取り組みます。

具体的施策	内容	担当課
市民・地域・事業所・市民団体等との連携	市民・地域・事業所・市民団体の活動を支援するとともに、連携を強め、協働のまちづくりを進めます。	人権協働課 全課

